

届け出て、発注者の承諾を得た場合には、当該作業場所において事務を処理することができる。

2 受注者は、発注者の応答内においてこの契約による事務の処理を行うときは、発注者の指定する時間に実施するものとする。この場合において、受注者は、従事者に対して、その身分を証明する書類を常時携帯せなければならぬ。

3 受注者は、この契約による事務の処理をするために取り扱う個人情報を、発注者の応答内又は第1項の規定により発注者の承諾を受けた場合から持出しなければならない。

(資料等の運搬)

第10 受注者は、従事者に対し、個人情報が記録された資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏洩防止対策を十分に講じた上で運搬することとその他安全確保のために必要な指示を行わなければならない。

(資料等の返却)

第11 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が取得し、若しくは作成した個人情報を記録された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は渡すものとし、その他発注者の承諾を得て行なった複写又は複製物を含むこの契約による事務を処理するため用いた個人情報については、廃棄又は消去し、いずれにおいても発注者にその旨の報告をしなければならない。なお、この契約による事務を処理するために用いた個人情報を保存していた電子媒体等を廃棄等する場合は、復元できないよう措置を講ずるものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(情報の授受等)

第12 第11に定める資料等の返還及び成果物の授受（以下「授受等」という。）は、第4の規定によりその役割を果たすべき者として発注者に届け出されている者が行うものとする。

2 授受等が、契約書等で発注者が指定することにより、発注者と受注との直接のやり取りになつていなければ、受注者は、その授受等の方法について、あらかじめ発注者に承認を得なければならない。

(事故発生時における報告)

第13 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態及び受託した事務に係る個人情報の漏洩、毀損、滅失等が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 前項の規定による報告があった場合において、発注者は、受注者の意図に問わらず、市民に対して適切な説明責任を果たすため、必要な範囲においてその内容を公表することができる。

(検査等の実施)

第14 発注者は、受注者がこの契約による事務を処理するに当たっての作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理状況について、安全確保の措置の実施状況を確認するため、年1回以上、実地（同一の委託事務において委託先や委託先が個人情報を取扱う場所が複数ある場合は、そのうちの1か所以上）に検査するものとする。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、受注者からの書面の提出をもって替えることができる。

(1) 文書による確認で足りる場合
(2) 委託先又は委託先が個人情報を取り扱う場所が遠方である場合
(3) その他実地検査ができないことについてやむを得ない理由があるとき

2 受注者は、発注者から前項の求めがあつたときは、速やかにこれに従わなければならない。

(資料等の提出)

第15 発注者は、市の保有個人情報と認められる情報が記載されている資料等について、必要に応じて提出を求めるものとする。

2 受注者は、発注者から前項の求めがあつたときは、速やかにこれに従わなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第16 発注者は、次のいずれかに該当するときには、契約の解約及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(1) この契約による事務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者又は再委託先の責めに因るべき事由により発注者又は第三者に損害を与えたとき。
(2) 前号に掲げる場合のほか、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたとき。

(補則)

第17 この個人情報取扱特記事項に規定する各種書類の提出期限は、発注者が別に指定する。

<個人情報保護法における罰則関係規定の抜粋>

第17条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第6条第2項各号に定める業務若しくは第7条第5項若しくは第1条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第6条第2項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを作成したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する）

第17条 第14条第2項又は第3項の規定

による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

3 受注者は、発注者の応答内においてこの契約による事務の処理を行うときは、発注者の指定する時間に実施するものとする。この場合において、受注者は、従事者に対して、その身分を証明する書類を常時携帯せなければならぬ。

(資料等の運搬)

第10 受注者は、従事者に対し、個人情報が記録された資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏洩防止対策を十分に講じた上で運搬することとその他安全確保のために必要な指示を行わなければならない。

(資料等の返却)

第11 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が取得し、若しくは作成した個人情報を記録された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は渡すものとし、その他発注者の承諾を得て行なった複写又は複製物を含むこの契約による事務を処理するため用いた個人情報については、廃棄又は消去し、いずれにおいても発注者にその旨の報告をしなければならない。なお、この契約による事務を処理するために用いた個人情報を保存していた電子媒体等を廃棄等する場合は、復元できないよう措置を講ずるものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(情報の授受等)

第12 第11に定める資料等の返還及び成果物の授受（以下「授受等」という。）は、第4の規定によりその役割を果たすべき者として発注者に届け出されている者が行うものとする。

2 授受等が、契約書等で発注者が指定することにより、発注者と受注との直接のやり取りになつていなければ、受注者は、その授受等の方法について、あらかじめ発注者に承認を得なければならない。

(事故発生時における報告)

第13 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態及び受託した事務に係る個人情報の漏洩、毀損、滅失等が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 前項の規定による報告があった場合において、発注者は、受注者の意図に問わらず、市民に対して適切な説明責任を果たすため、必要な範囲においてその内容を公表することができる。

(検査等の実施)

第14 発注者は、受注者がこの契約による事務を処理するに当たっての作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理状況について、安全確保の措置の実施状況を確認するため、年1回以上、実地（同一の委託事務において委託先や委託先が個人情報を取扱う場所が複数ある場合は、そのうちの1か所以上）に検査するものとする。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、受注者からの書面の提出をもって替えることができる。

(1) 文書による確認で足りる場合
(2) 委託先又は委託先が個人情報を取扱う場所が遠方である場合
(3) その他実地検査ができないことについてやむを得ない理由があるとき

2 受注者は、発注者から前項の求めがあつたときは、速やかにこれに従わなければならない。

(資料等の提出)

第15 発注者は、市の保有個人情報と認められる情報が記載されている資料等について、必要に応じて提出を求めるものとする。

2 受注者は、発注者から前項の求めがあつたときは、速やかにこれに従わなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第16 発注者は、次のいずれかに該当するときには、契約の解約及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(1) この契約による事務を処理するために受注者が取り扱う個人情報をについて、受注者又は再委託先の責めに因るべき事由により発注者又は第三者に損害を与えたとき。
(2) 前号に掲げる場合のほか、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたとき。

(補則)

第17 この個人情報取扱特記事項に規定する各種書類の提出期限は、発注者が別に指定する。

<個人情報保護法における罰則関係規定の抜粋>

第17条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第6条第2項各号に定める業務若しくは第7条第5項若しくは第1条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第6条第2項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを作成したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する）

第17条 第14条第2項又は第3項の規定

による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

3 受注者は、発注者の応答内においてこの契約による事務の処理を行うときは、発注者の指定する時間に実施するものとする。この場合において、受注者は、従事者に対して、その身分を証明する書類を常時携帯せなければならぬ。

4 受注者は、この契約による事務の処理を行うときは、発注者の指定する時間に実施するものとする。この場合において、受注者は、従事者に対して、その身分を証明する書類を常時携帯せなければならぬ。

5 受注者は、本条第1項及び第2項の規定により契約が解除された場合に、契約保証金が納付されているときは、当該契約保証金を譲り受けた場合に充當することができる。

6 本条第1項及び第2項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の定めるところによる。

(不当介入の排除)

第17条 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 受注者の下請業者が、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたときは、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(3) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(4) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(5) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(6) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(7) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(8) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(9) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(10) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(11) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(12) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(13) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(14) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(15) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(16) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(17) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(18) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(19) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(20) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(21) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(22) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(23) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(24) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(25) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(26) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(27) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(28) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(29) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(30) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(31) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(32) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(33) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(34) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(35) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(36) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(37) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(38) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(39) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(40) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(41) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(42) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(43) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(44) 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(45) 受注者は、契約の

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（仕様書、別図の図面等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この約款及び設計図書内容とする業務の委託契約を立てる。（以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の委託期間（以下「委託期間」という。）内に完了し、完成した契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その委託料を支払うものとする。

3 受注者は、その意図する契約の目的物を完成させため、業務に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならぬ。

4 受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者の協議がある場合を除き、業務を完了するためには、必ず一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 この契約の履行に関して、発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

6 この約款に定める金額の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約の履行に関して、発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別に定めたる場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

8 この契約及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについて、発注者の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

11 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構員に対して行ったものとみなされ、また受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（指示及び協議の書面主義）

第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承認、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかるらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行なった指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記載するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第3条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務（未完成の記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸し、又は賃貸その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記載するものとする。

（秘密の保持）

第4条 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、発注者の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

（著作権の譲渡等）

第5条 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第23条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

2 発注者は、成果物が著作物に該当するしないにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者がその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

5 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。以下この項において同じ。）が著作物に該当するしないにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

6 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、当該成果物を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、受注者が業務の実行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときには受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第12条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の実行を一時中止せざるがために、受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止することができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、受注者が承諾した場合には、当該業務の実行の一日以内に、受注者に通知して、業務の実行を一時中止せざるがために、受注者に通知して、業務の実行を一時中止することができる。

3 発注者は、その意図する契約の目的物を完成させため、業務に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならぬ。

4 受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者の協議がある場合を除き、業務を完了するためには、必ず一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 この契約の履行に関して、発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

6 この約款に定める金額の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約の履行に関して、発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別に定めたる場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

8 この契約及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについて、発注者の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

11 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構員に対して行ったものとみなされ、また受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（指示及び協議の書面主義）

第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承認、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかるらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行なった指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記載するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第3条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務（未完成の記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸し、又は賃貸その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記載するものとする。

（秘密の保持）

第4条 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、発注者の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

（著作権の譲渡等）

第5条 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第23条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

2 発注者は、成果物が著作物に該当するしないにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者がその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

（著作権の変更）

第11条 発注者は、前項第4項に規定する

して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは委託期間若しくは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の変更）

第12条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の全部又は一部を一時中止せざるがために、受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止することができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、受注者が承諾した場合には、当該業務の実行の一日以内に、受注者に通知して、業務の実行を一時中止せざるがために、受注者に通知して、業務の実行を一時中止することができる。

3 発注者は、その意図する契約の目的物を完成させため、業務に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならぬ。

4 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、当該業務の実行を一時中止せざるがために、受注者に通知して、業務の実行を一時中止することができる。

5 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、受注者が承諾した場合には、当該業務の実行の一日以内に、受注者に通知して、業務の実行を一時中止せざるがために、受注者に通知して、業務の実行を一時中止することができる。

6 発注者は、受注者が業務の全部又は一部を一時中止せざるがために、受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止することができる。

7 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、受注者が承諾した場合には、当該業務の実行の一日以内に、受注者に通知して、業務の実行を一時中止せざるがために、受注者に通知して、業務の実行を一時中止することができる。

8 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、受注者が承諾した場合には、当該業務の実行の一日以内に、受注者に通知して、業務の実行を一時中止せざるがために、受注者に通知して、業務の実行を一時中止することができる。

9 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、受注者が承諾した場合には、当該業務の実行の一日以内に、受注者に通知して、業務の実行を一時中止せざるがために、受注者に通知して、業務の実行を一時中止することができる。

10 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、受注者が承諾した場合には、当該業務の実行の一日以内に、受注者に通知して、業務の実行を一時中止せざるがために、受注者に通知して、業務の実行を一時中止することができる。

11 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、受注者が承諾した場合には、当該業務の実行の一日以内に、受注者に通知して、業務の実行を一時中止せざるがために、受注者に通知して、業務の実行を一時中止することができる。

12 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、受注者が承諾した場合には、当該業務の実行の一日以内に、受注者に通知して、業務の実行を一時中止せざるがために、受注者に通知して、業務の実行を一時中止することができる。

13 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、受注者が承諾した場合には、当該業務の実行の一日以内に、受注者に通知して、業務の実行を一時中止せざるがために、受注者に通知して、業務の実行を一時中止することができる。

14 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、受注者が承諾した場合には、当該業務の実行の一日以内に、受注者に通知して、業務の実行を一時中止せざるがために、受注者に通知して、業務の実行を一時中止することができる。

15 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、受注者が承諾した場合には、当該業務の実行の一日以内に、受注者に通知して、業務の実行を一時中止せざるがために、受注者に通知して、業務の実行を一時中止することができる。

16 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、受注者が承諾した場合には、当該業務の実行の一日以内に、受注者に通知して、業務の実行を一時中止せざるがために、受注者に通知して、業務の実行を一時中止することができる。

17 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、受注者が承諾した場合には、当該業務の実行の一日以内に、受注者に通知して、業務の実行を一時中止せざるがために、受注者に通知して、業務の実行を一時中止することができる。

18 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、受注者が承諾した場合には、当該業務の実行の一日以内に、受注者に通知して、業務の実行を一時中止せざるがために、受注者に通知して、業務の実行を一時中止することができる。

19 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、受注者が承諾した場合には、当該業務の実行の一日以内に、受注者に通知して、業務の実行を一時中止せざるがために、受注者に通知して、業務の実行を一時中止することができる。

20 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、受注者が承諾した場合には、当該業務の実行の一日以内に、受注者に通知して、業務の実行を一時中止せざるがために、受注者に通知して、業務の実行を一時中止することができる。

21 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、受注者が承諾した場合には、当該業務の実行の一日以内に、受注者に通知して、業務の実行を一時中止せざるがために、受注者に通知して、業務の実行を一時中止することができる。

22 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、受注者が承諾した場合には、当該業務の実行の一日以内に、受注者に通知して、業務の実行を一時中止せざるがために、受注者に通知して、業務の実行を一時中止することができる。

23 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、